

山村農家経済と森林

按 師 村 上 正

緒 言

本調査は、当指導所が今後の指導目標の資料を得るべく調査したものであつて、山村一如何なる森林分布にある山村一に於ける農家の経済上に占むる森林の役割は、どの様になつているかと云うことを知るのが目的である。従来、山村に於ける森林依存度についてはいろいろ云われているがこの本県最南端の山村では果して如何なる状況であるか。

1. 村 の 概 況

実態調査対象村は東白川郡高城村であつて調査は主として昭和27年度のものである。村の大きさは、南北14km、東西10kmで約 7,000町歩あり、太平洋にそそぐ久慈川の水源をなす山岳地帯で農耕地は川の両岸にそうて僅かに拓け大部分は森林である。海拔高は150~800mであつて奥地は主として国有林、中間地は民有林で農用林、一部経済林となつて所有も細分化されている。

交通は久慈川に沿ひ南北に国鉄水郡線及び県道が走つている。その他部落間の交通は比較的便利であるが、山間地帯はトラックを通ずる道路は少く所謂山村の様相が深い。

今、本村の土地利用の区分を見ると次の様である。即ち、山林93%（内国有林55%）耕地その他で7%であつて如何に森林の多い村であるか又、国有林の多い村であるかがわかる。従つて各農家も、林業に多大なる関心を有し早くから人工造林を行つている。

以上の様な村であつて総戸数1,070戸、人口6,400人である。内約65%にあたる690戸が農業に従事している。

土地利用区分状況表(第1表)

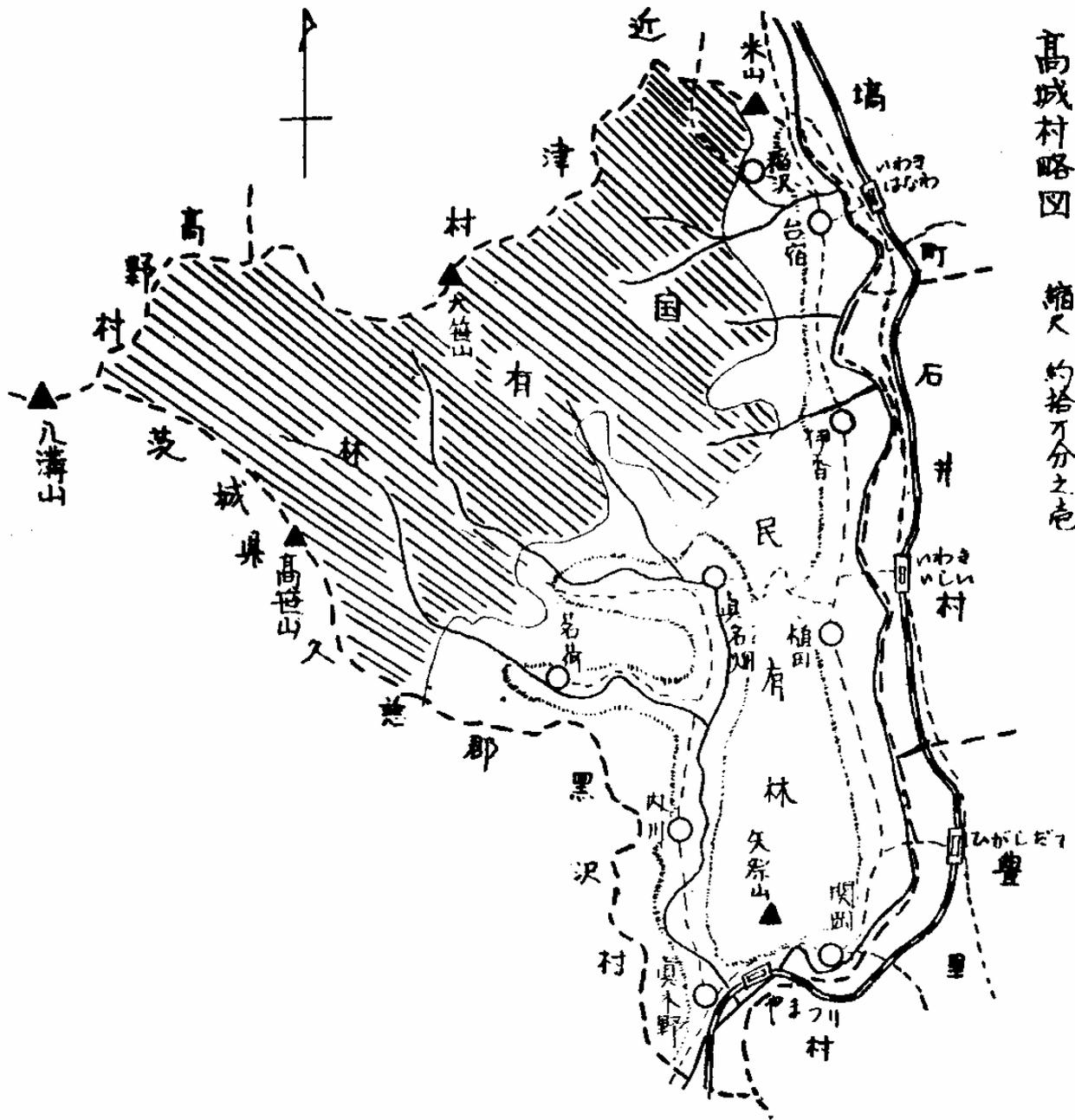
地 目	国 有 (町)	私 有 (町)	計 (町)	比 率 (%)	備 考
田	—	257	257	3.7	
畑	—	198	198	2.9	
樹 園	—	19	19	0.3	
山 林	3,798	2,642	6,440	92.7	
宅 地 其 他	—	26	26	0.4	
計	3,798	3,443	6,940	100	

斯様な山村において地元民は如何なる職業に従事しているか、今職業別戸数は次の様である。

職業別戸数表(第2表)

職業別	農業	工業	商業	交通業	公務 自由業	その他	計	備考
戸数	(戸) 691	58	54	8	11	248	1,070	総人口
比率	(%) 64.5	5.4	5.0	0.8	1.0	23.3	100	6,414人

即ち、農業64.5%、商工業10.4%、その他25.1%であつて、大半が農業を営んでいることがわかる。この大半を占むる農家の経営状態は如何ようであるか。



2. 農家経営規模

本村の農業としては耕種、林産、畜産、養蚕であり、農家1戸平均耕地所有面積は僅かに6反6畝歩にすぎない。従つて耕種農業のみにて生活し得る農家は少なく、大部分は何等かの兼業によつて家計を営んでいる。今、本村の経営規模別農家戸数を示すと次の通りである。

農家専兼業別経営規模別戸数表(第3表)

所有規模 (反)	専業 (戸)	第1種兼業 (戸)	第2種兼業 (戸)	計 (戸)	比率 (%)	備考
3.0～未満	16	43	40	99	14.3	専業と森林所有とは別箇である。
3.0～5.0	43	66	18	127	18.4	
5.0～10.0	211	123	12	346	50.1	
10.0～15.0	70	34	—	104	15.1	
15.0～20.0	10	5	—	15	2.1	
計	350	271	70	691	100.0	
比率(%)	50.7	39.2	10.1	100.0	—	

本表によつて農家総戸数691戸の内約5割が5.0～10.0反の範囲の所有者であり、1町歩以上の耕作農家は僅かに17.2%である。これに反し、5反歩未満の耕作農家は33%にも及んでいる。農地解放によつて大地主はなくなつたのであるが、本村は特に零細農家の多いことが知られる。これは山村としての特性でもあるが、この零細兼業農家の兼業についてみると次の様である。これによると林業を第1位とし卸小売業、製造業、サービス業、その他数種に亘つているが兼業農家中57%は大かれ少なかれ、直接林産業に関係があることがわかる。

農家の兼業別戸数調(第4表)

業種別	第1種兼業		第2種兼業		計	比率 (%)	備考
	従たる 産業	賃労働 職員	主たる 産業	賃労働 職員			
林業 (狩猟業)	114	62	7	10	193	56.6	木材、製炭業及び従事者
建設業	4	1	6	8	19	5.6	
製造業	7	1	—	2	10	2.9	
卸売及び小売業	13	1	5	—	19	5.6	
金融及び保険業	1	1	—	—	2	0.5	
通運及び公益業	5	8	7	5	25	7.3	
サービス業	7	15	7	3	23	9.4	

業 種 別	第 1 種 兼 業		第 2 種 兼 業		計	比 率 (%)	備 考
	従たる 産 業	賃労働員	主たる 産 業	賃労働員			
そ の 他	9	22	—	10	41	12.1	
計	160	111	32	38	341	100.0	

次に農家の林野所有状況について見ると次のようである。

農家の林野所有状況調 (第5表)

区 分	面 積	5 反 未 満	5~10反	1町~5町	5~20町	20~50町	50町以上	計	備 考
戸 数 (戸)		200	171	258	73	18	3	723	
比 率 (%)		27.7	23.6	35.7	10.1	2.5	0.4	100.0	
占有面積 (町)		38	102	623	983	677	219	2,642	
比 率 (%)		1.4	3.9	23.5	37.3	25.6	8.3	100.0	

(註) 本表農家戸数には耕作はしないが、山林を所有するものは含まれる。

本表によると、1町から五町の所有者36%を第1位、次が5反未満28%で第2位、次が5反から1町までが24%で第3位……となつてはいるが、本表の意味するところは、総戸数723戸の内5町歩以下の所有者数が629戸で87%の多きに及ぶのに対し、その所有面積は総森林面積の僅かに28.8%にすぎない。これに反し、5町歩以上の所有者は総戸数の内94戸で13%であるのに、その所有面積は71.2%に及ぶ。特に5反未満の零細所有者に於いては200戸、28%近にも及ぶのにその面積は僅かに14%である。これに比し20町歩以上の所有者21戸、2.9%であるに、その面積に於いては900町歩、34%に及ばんとしている。これは山林所有の偏在を示すものであつて、これが各農家の収入の差異を甚だしくするのであるが、この事が直に、零細所有者が山林に対する依存度低きを示すものでない。

次に、耕地と森林の併有状況を見ると次のようである。

農家の山林耕地併有状況調 (第6表)

山 林	耕 地				計	備 考
	3 反 未 満	3~5反	5反~1町	1町~3町		
0	(戸) 76	(戸) 80	(戸) 201	(戸) 28	(戸) 385	非農家で耕地
5 反 未 満	16	24	51	14	105	所有者を含み
5反~1町	3	7	32	9	51	山林所有者で
1町~5町	6	16	123	41	186	非農家を含ま
5町~20町	—	—	24	28	52	ず。
20町~50町	—	1	5	5	11	
50町以上	—	—	1	—	1	
計	101	128	437	125	791	

※参考 各表の戸数が一致しないが次表を参照されたい。

土 地 所 有 数 調

区 分	森 林 所有者	農 家		非 農 家		備 考
		耕 地 山林併有	耕 地 のみ	耕 地	山 林	
戸 数 (戸)	783	406	285	100	317	317戸中には 村外所有者を 含む。
山林面積 (町)	2,642	1,340	—	—	1,302	

本表に見るように耕地所有については一応平均化されたのであるが、尙耕地と山林の併有関係に於いては、耕地所有大なる程山林の所有も大である。本表を更に要約すると次のようになる。

農家の山林耕地併有状況調 (第6表の2)

山 林	耕 地	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	計
		3反未満	3反~5反	5反~10反	10反~3町	
(1) 5反未満		(戸) 92	(戸) 104	(戸) 252	(戸) 42	(戸) 490
(2) 5町歩以上		0	1	30	33	64
(3) 総戸数(戸)		101	128	437	125	791
比率 $\frac{(1)}{(3)}$ (%)		91.0	81.3	57.7	33.6	61.9
” $\frac{(2)}{(3)}$ (%)		0	0.8	7.0	26.0	8.1

即ち、耕地面積を基礎として考えるならば、耕地3反未満の(イ)階層に於いては山林5反未満の所有者は、(イ)階層農家戸数の91%を占むるに反し、5町歩以上の山林所有者は1戸もない。3反~5反(ロ)の階層にては山林5反未満の所有者81%に対し5町歩以上の山林所有者0.8%となる。5反~1町以上(ハ)の階層にては5反未満の山林所有者58%に対し5町歩以上7%、又1町歩~3町歩(ニ)の階層においては5反未満の山林所有者33.6%に対し、5町歩以上が26%に及ぶ。合計に於いては5反歩未満が62%、5町歩以上が8%となつている。これによつても零細農家程山林も少なく耕地面積が大きくなる程山林も亦多いことを示している。

3. 農家経済と林業収入

以上の様な所有関係にあるが、これを本村農家全般から1戸当り平均経営規模を見ると、耕地6反6畝歩、山林原野3町7反歩(但し台帳面積)を有することになる。今本県農家の平均土地所有面積—農家総戸数で総耕地面積、総民有林面積を除いたもの—は、耕地1町4畝歩、山林3町3反歩でこれと比較すると耕地に於いて4反減となる。斯様な経営規模に於いて農家の収支状況を見れば次のようである。

(1) 農家の粗収入

本村農家の収支状況を7戸の抽出調査の結果から見れば次の通りである。即ち7戸平均の経営

規模は耕地 9 反 1 畝歩、山林 13 町 4 反歩であつて、本村農家の平均経営規模から見ると相当上まわることになるが農業専業及び第 1 種兼業農家の実測平均面積（特に林野に於いて）はこれに近いものになると思われる。

斯様な経営規模に於ける粗収入は次のとおりである。

農 家 粗 收 入 調 (第 7 表)

区 分	総 粗 収 入	収 入 内 訳 (昭和26年度)						備 考
		耕 種	畜 産	林 業	養 蚕	財 産 収 入	労 賃	
(1) 本村農家	(円) 377,266	(円) 175,429	(円) 36,972	(円) 113,557	(円) 13,959	(円) 2,263	(円) 35,086	耕作面積 9.1反
(2) 全国平均	225,304	194,174	15,504	—	8,012	7,614	—	
(1) の 総 収 入 対 する %	(%) 100	46.5	9.8	30.1	3.7	0.6	9.3	耕地面積 11.7反
(1) — (2)	(+) 151,962	(-) 18,745	(+) 21,468	(+) 113,557	(+) 5,946	(+) 29,735	—	

即ち、本村農家の総粗収入は前表に示すとおり377千円で内耕種175,000円で第1位、次、林産収入で113,000円で第2位、次、畜産収入37,000円で第3位、次いで賃労収入35,000円で第4位となる。これを全国農家平均粗収入と比較する場合は畜産収入、養蚕収入、労働収入に於いて多くなつてゐる。全国農家平均収入中には林産収入は掲上されていないが本村に於けるものよりは相当少いものと考えられる。

尙、本村農家の総収入に対する各業種別収入比率は耕種46.5%、林産収入30%、畜産収入10%、賃労9%の順位となる。これによつても山林の直接収入は30%にも及び誠に大きい比率を占めてゐる。

(2) 農 業 経 営 費

次に農業経営上の必要経費を見ると次のようである。

農 業 経 営 費 調 (第 8 表) 昭和26年度

区 分	総 経 営 費 (円)	内 訳 (円)											
		肥料	飼料	種苗	燃料	農業	動力	家畜	農具	農舎	雇入	小作	雑費
(1) {本村農家	77,867	9,188	2,103	12,147	2,238	1,168	924	3,504	4,829	6,541	12,770	—	22,426
(2) {全国平均	60,017	19,581	5,936	2,877	2,394	1,184	1,075	3,684	8,022	5,375	4,331	1,616	3,942
(1) — (2)	(+) 17,850	(-) 10,393	(-) 3,833	(+) 9,270	(-) 136	(-) 16	152	180	3,194	1,166	8,439	1,616	18,484

前表のとおり農業総経営費は77,800円であつて、その内訳は第1位雑費で22,400円、これには公課共同負担及び雑費である。次いで雇入費12,800円、種苗費12,100円、肥料費9,200円、農舎費6,500円の順となつてゐる。雇入費の多額なることは裏作収穫、田植等と労働が季節的に偏するにもかかわらず畜力、機械力の利用が困難であること、及び林業労務の如き多少技術を必要とす

る労働の関係と思われる。種苗費の多いことは、特用作物種苗及び林業用苗木の購入の関係と思われる。

今反当り経営費について見ると全国平均に於いては5,130円であるのに本村に於いては林業経営費15,000円を控除しても尙且つ反当6,910円を必要とするのであつて約35%の多費を要するこれは山村としてやむを得ないことであり、且つそれだけ山林としての特徴が現われているのである。

次に全国平均経営費に比し少額と思われるのは山林から資材を得ることの出来る肥料費及び飼料費等と耕地の立地状況から使用し得ない農具、動力費等である。

次に粗収入から経営費を差引いた残額が純収入であつて、これから1ヶ年間の家計費に充当されるのである。

(3) 農家の生計費

今農家の収支と家計費の関係をみあと次のようである。

農家の純収入と家計費調 (第9表)

区 分	粗収入	経営費	純収益	年 間 費 家 計	差引残額	備 考
本 村 農 家	377,266 ^円	77,867 ^円	299,399 ^円	253,684 ^円	(+) 45,715 ^円	家族数 7.7人 1人当必要費 32,946円
全 国 平 均	225,304	60,017	165,287	213,823	(-) 48,536	家族数 6.5人 1人当必要費 32,946円

本表によると純収益は全国農家平均に於いて165,287円、本村農家に於いては299,399円となり、本村の純収入は甚だ多いことを示している。この純収益によつて農家1ヶ年間の生計状況を見るとどうであろうか。今本村に於ける家計費の資料ないので全国平均のものによると、家族1人当り年間32,946円である。従つて全国平均農家では家族数6.5人、本村では7.7人であるから家計費はそれぞれ213,823円、253,684円となり全国平均農家では48,536円の不足を来たし本村農家では45,715円の残を生ずることになる。果してこの黒字は如何なる理由によるものか更に検討してみる。

本村農家総粗収入中、その30% 113,000円が森林収入であるが、これは森林の生長量及び副産物収入であつてその価格の急激なる騰貴が斯様な比重を示すことになつたのであるが、その他に農用資材としての落葉、下草或は薪炭材の採取等を金額に見積る時はその占むる比重は更に大なるものとなる。今、もしこの森林収入を除外して考える時は粗収入は263,709円となり、これら

$$\text{純農業経営費} = 77,867\text{円} - 15,000\text{円} = 62,867\text{円} \quad (15,000\text{円は林業費})$$

を控除し純収益200,842円となる。従つてこれより1ヶ年間の家計費253,684円を支出するとせば52,842円の赤字となる。この52,842円の数字は必ずしも正確とは云えないが全国平均農家の経済状態から見ると、ほぼ妥当なるものと思われる。

4. 結 び

以上本村農家は林産収入によつて、山村として農業経営上の不利なる点を補つてなお余りあり、全国平均農家以上の生活をなし得ることになるのである。然し乍ら資料を得た抽出農家は、前述のように専業及び第1種兼業農家の平均に近いものである。従つてそれ以下の農業者が約30%あるものと考えられる。かかる農家に於いても農業経営上林業の占むる比重は誠に重いものではあるが、前例の如き黒字家計ではあるまい。今、抽出農家の収支状況をみると次のようである。本表に現われた特徴は耕種農業による純収益、即ち耕作の大小による純収入差異は誠に少ないことである。

一農地解放の結果にもよるが—もちろん特用作物の栽培等にも関係あるが、各農家の純収入の差を大ならしめる主たるものは畜産収入及び林産収入によるものである。即ち、森林所有の大小である。これによつて林産収入の増大するはもちろん畜産に於いても森林原野の所有の大小がその成否を左右する状態にある。以上によつて見るも山村農家に於ける森林依存度は如何に大であるか、又森林を所有せずにしては殆んど農家の経営状態は成り立たないとも云える現状である。従つて平均以下の農家にあつては更に森林労働による収入増を図るか、又は直接森林収入の方策を講ずるか何らかの途を拓らいてやらなければならないと思われる。斯様な点から山村に於ける森林所有区分—特に国有林の帰属と経営方式とが今後大きな研究の課題である。

農家粗収入及び経営費調 (単位円)

農家 番号	総収入	必 経 費	収 入 内 訳						備 考
			耕 種	畜 産	林 産	養 蚕	財産収入	労 賃	
1	223,268	74,190	130,612	6,921	82,832	—	2,903	—	{耕地 (1) 7.7反 山林 (2) 12.0町
2	203,043	52,955	164,058	16,244	22,741	—	—	—	{(1) 10.1反 (2) 4.6町
3	597,696	148,760	369,376	16,908	187,677	20,919	3,586	—	{(1) 13.3反 (2) 32.2町
4	411,490	34,380	152,663	12,756	1,235	76,537	—	168,299	{(1) 6.7反 (2) 1.1町 (3) 俸給者 1人
5	358,471	136,480	144,102	171,708	39,073	—	3,585	—	{(1) 7.5反 (2) 10.8町 (3) 乳牛 1頭
6	665,204	79,780	173,618	29,935	456,330	—	5,321	—	{(1) 9.8反 (2) 31.0町
7	181,696	18,530	94,119	5,451	3,997	—	—	78,129	{(1) 5.3反 (2) 2.1町
平均	377,266	77,867	175,429	36,972	113,557	13,959	2,263	35,086	{(1) 9.1反 (2) 13.4町